

## 社会福祉法人山梨ライトハウス 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山梨ライトハウス（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償はしないものとする。

また、監事が監査を実施した場合においても費用弁償はしない。

但し、理事長の指示による研修等の旅費については、その実費相当額を別途支払うこととする。

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。